

## 入学祝金交付規程

### (目 的)

**第1条** この規程は、公益財団法人日本教育弘済会福祉事業規定第3条の2項(1)の規定に基づく、入学祝金の交付に関し必要な事項を定める。

### (入学祝金の交付対象者)

**第2条** 入学祝金の交付を受けることのできるものは、入学日現在月掛金3,000円以上の教弘保険又はユース教弘10口以上に加入し、子どもが小学校、高等学校、高等専門学校、大学、短期大学、専門学校、専修学校、専修学校専門課程又は準大学に入学した長野県内の教弘会員であること。

### (入学祝金の交付額)

**第3条** 入学祝金の交付額は、入学された子ども1名につき下記の金額とする。

小学校に入学した子	5,000円
前期中等教育(中学校等)終了後に進学した子	5,000円
後期中等教育(高等学校等)終了後に進学した子	10,000円

※交付対象外教育施設 修学年数が1年間の各種学校及び進学予備校(ホームスクール)等

### (入学祝金交付の申請)

**第4条** 交付希望者は、入学日から2年以内に入学祝金交付申請書に、小学校については母子手帳(出生届済証明の頁)のコピー、その他については在学証明書(原本)を添付して申請する。

### (補 足)

**第5条** この規程に定めるもののほか、入学祝金交付に関し、必要な事項は支部長が定める。